



みのる法律事務所便り
第 2 8 2 号
平成 2 5 年 1 0 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



事務所便りのスタイルを変えます

これから、しばらくの間、できれば毎月事務所便りと一緒に、『田舎弁護士の大衆法律学 新・憲法の心』をお送りしたいと考えています。そうしますと、ボリュームが多くなってしまい、読むのに時間がかかります。そこで、事務所便りのボリュームを減らしたいと思います。『新・憲法の心』は、どうしても堅苦しい法律論に及んでしまいますので、事務所便りの方は内容も軽いものにし、サッパリしたものにしていきたいと思います。これからも、よろしくお付き合い下さるようお願い申し上げます。ご多忙のところ恐縮ですが、ご感想をお寄せいただければ大変嬉しく思います。



駐車場のない蕎麦屋



田圃の中の道を、前の乗用車 2 台の後について走っていました。突然、一番前の車が、左側は一面田圃、右側に古い民家のある場所に止まりました。一番前の車には 2 人の中年男性が、2 番目の車には初老の男性と中年男性の 2 人が乗っていました。3 台目の車は、私と運転している家内の 2 人でした。家内が、「おしっこでもするのかしら？」と言って、車を止めました。前の 2 台の車の 4 人は、全員車から降りました。私達にも、「降りるように」という仕草をし

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~



ています。家内は、「何でこんなところで降りるのかしら？」と言いながら、降りました。私も続きました。全員、道路の田圃ぎりぎりのところに降りました。

最初に降りた設計会社の副社長さんが、「ここです！」と言って、道を挟んで反対側にある民家を指差しました。古ぼけた民家でした。お世辞にも立派とは言えません。目立った看板もなく、「何なんだろう？」と思いながら、路肩に3台の車を並べて止め、道を横切ってその民家に近づきました。枯れた板に、ぼんやりとした墨で「〇〇〇庵」と書いてあるのが、やっと見えました。「エ、エッー！？ここが蕎麦屋？」と思いながら中に入り、座りました。

待つこと15分位で、浅い大きなどんぶりに、大量に盛られた蕎麦が出てきました。蕎麦の上には、山盛りの辛味大根おろしが載っていました。小皿に刻みネギと練りワサビが添えてあります。もう一つの小皿には、大根の葉っぱの塩漬が一握り盛られていました。冷たい蕎麦には、汁がかけられていました。副社長さんは、「こちら方面に来たら、新幹線を途中下車して必ずここに寄り、この蕎麦を食べます」と言いながら、「どうぞ！」と勧めてくれました。

他の5人は皆、「こんなに食べられません」と言いながら、食べ始めました。私は、最初のうちは「とても食べきれない」と思いながら食べていましたが、10分もしないうちに、予想に反し、全て食べ切ってしまいました。少し固めで歯応えがあり、蕎麦の香りも良く、これぞ「蕎麦を食している」という感じでした。辛味大根おろしとの相性は抜群で、胃にもたれず、ズルズルと入ってしまいました。思わず、「旨い！」と唸ってしまいました。同行した他の3人の男性も家内も、「旨い！」と異口同音でした。副社長さんはニンマリしていました。



入店した時点では先客は1組でしたが、席を立つ時にはほぼ満席となっていました。外に出たら、田舎道の両路肩には10台位の車が停車していました。この蕎麦屋さんには、駐車場がないのです。

目立った看板はなく、店構えも立派とは言えず、その上、駐車場もない。昼間だというのに、歩いている人は1人もいない。犬の姿も、猫の姿もない。





夜になれば狸たぬきや狐きつねが横切はんじょうることは間違いない、そんな農道沿いの蕎麦屋が繁盛しているのです。正直、ビックリしてしまいました。ですが、道路を横切りながら、口々に「旨かった！」という声が出ました。「また来よう♪」という声が出ました。



少し前に、6人である仕事の打ち合わせをしました。その席上、副社長さんから「特化する必要がある」との発言がありました。「特化」とは、「他より特別優すぐれたところがある」ということだと思いますが、「蕎麦屋は、蕎麦が他より特別美味しいことが、何よりの特化なんだ」と改めて知らされました。蕎麦が他より特別美味しければ、不便なところでも、駐車場がなくても、蕎麦好きの客は遠くから集まってくることを知らされました。勉強になりました。

昨年（平成24年）6月28日に、東京女子医科大学病院で、家内から腎臓をもらい、生体腎移植手術を受けました。お陰で、健常者と変わらぬ生活ができています。重い慢性腎不全となり、「もう人工透析しかない」と宣告されてから約5年8か月、食事療法で透析導入を延ばしました。徹底した食事制限をしました。その後約1年3か月、人工透析療法を受けました。ここでも食事制限を続けました。生体腎移植が成功し、健常者に戻り、ありがたいことが多くあります。その中でも、何でも食べられるようになったことは、食べ盛ざかりの幼少年期に欠食時代を経験した身としては、格別嬉しく感じます。

最近、日曜日になると、午前中は家内とドライブをします。「安くて、旨い店を見つけよう」というのが目的です。あらかじ予め目星をつけた店で昼食を摂り、午後からは仕事に戻ります。日曜日の午前中が、私と家内の週1回の楽しみなのです。旨い店はたくさんあります。ですが、高いところではダメなのです。「安くて、旨い」ところでないと、面白くないのです。探すと、そんな店があります。「旨い、安い、速い」店を見つけると、「今日は得した♪」という気分になります。家内と二人で、「良かったね♥」と満足して帰宅し、それぞれの仕事に気持ちよく入ります。

これも健康のお陰です。感謝、感謝です。





『新・憲法の心』の第2巻

『戦争の放棄（その2） 平和憲法の心（反省と理想）』

『田舎弁護士の大衆法律学 新・憲法の心』の第1巻『平和憲法の危機』に対する反響は、思いの外大きいものがありました。多くの方から、「憲法改正に反対する」とか、「戦争放棄の規定は死守しなければならない」とか、「なぜ、今、憲法改正なのか」とか、「なぜ、戦争放棄の規定を変えなければならないのか、その理由がわからない」とか、「われわれ国民は、戦争放棄の規定を変えてほしいなどとは思っていない」などとという声が寄せられました。

10月17日のことですが、「戦争放棄の問題について、アドバイスしたい」と言って、昭和3年（1928年）生まれの方で、85歳になるのに自分で車を運転して、遠路わざわざご来所下さった大僧正だいそうじょうがおられます。その方は、「国は取られてもいい。滅びてもいいから、戦争はするな！」と言いました。「それが、これまでの歴史が教えてくれている教訓だ」と言うのです。その上で、「あなたの本は説得力がない。過去の歴史を具体的に指摘し、戦争の愚かさおろを強調しなければならない」と叱られてしまいました。

帰り際、「私は戦争体験者だが、あなたの本は正しいことを言っている。応援するからドンドン書きなさい」と激励げきれいしてくれました。大先輩のお言葉です。嬉しくなりました。

『新・憲法の心』の第2巻『平和憲法の心（反省と理想）』が発行されました。いつものように、この事務所便りをお読み下さっている皆様に、いの一番に謹呈させていただきます。ご多忙とは思いますが、お目を通して下さるようお願い申し上げます。次号では、『新・憲法の心』の第3巻『戦争の放棄（その3） 日本国憲法の心は世界憲法の心』を謹呈させていただく予定です。

いろいろな考え方があると思います。私の考え方に賛同できない方も大勢おられると思います。そのような方からもアドバイスをお寄せいただき、参考にさせていただいた上で、私の考え方に訂正が必要であれば、そうさせていただくつもりです。ただ、今のところは、この『新・憲法の心』で述べていることが、私が信じている考え方です。駄文ではありますが、皆様が憲法を再考するきっかけにしていただければと願っています。

